

件名

中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づき、中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十七号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を次のように定める。</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件（平成十八年金融庁告示第三十五号。以下「告示」という。） （第一条各号（第三号から第十一号まで、第二十四号、第二十八号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>〔二〇四 略〕</p>	<p>中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定める。</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。） （第一条各号（第三号から第十一号まで、第二十四号及び第二十八号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>〔二〇四 同上〕</p>

<p>五] 告示第一条第二十九号に掲げる者が営む貸金業（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業をいい、同号に規定する業務に附帯して営むものに限る。次条第五号において同じ。）の業務の媒介</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第十一号まで、第二十五号、第二十九号及び第三十号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>〔二〕四 略]</p> <p>五] 告示第二条第三十号に掲げる者が営む貸金業の業務の媒介</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第十一号まで、第二十五号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>〔二〕四 同上]</p> <p>〔号を加える。〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。